

○東京薬科大学学部学則

昭和24年4月1日
制定

改正	昭和39年4月1日	昭和47年4月1日
	昭和51年4月1日	昭和58年4月1日
	昭和60年4月1日	平成2年4月1日
	平成3年4月1日	平成3年7月10日
	平成4年4月1日	平成6年4月1日
	平成7年4月1日	平成8年4月1日
	平成9年4月1日	平成10年4月1日
	平成11年4月1日	平成12年4月1日
	平成13年4月1日	平成14年4月1日
	平成15年2月22日	平成16年2月21日
	平成17年2月23日	平成17年4月20日
	平成18年2月22日	平成18年7月25日
	平成18年12月19日	平成19年3月24日
	平成19年7月24日	平成20年3月26日
	平成20年6月24日	平成21年3月30日
	平成21年6月24日	平成21年9月10日
	平成22年3月29日	平成23年2月15日
	平成23年3月18日	平成23年12月5日
	平成24年3月27日	平成24年4月26日
	平成25年2月19日	平成26年3月15日
	平成27年4月1日	平成28年3月29日
	平成29年4月1日	平成30年4月1日
	平成31年4月1日	令和2年4月1日
	令和3年4月1日	令和4年4月1日

第1章 総則

第1節 目的

第1条 本学は教育基本法及び学校教育法の主旨に従い、ヒューマニズムの精神に基づいて、視野の広い、心豊かな人材を育成し、薬学並びに生命科学の領域における教育と研究を通じて、人類の福祉と世界の平和に貢献することを目的とする。

第2節 自己評価等

第2条 本学は教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検し、評価を行う。

2 前項の点検及び評価を行うため、委員会を設置するものとし、その内容は、別に定める。

第3節 組織

第3条 本学に薬学部及び生命科学部を置く。薬学部には医療薬学科、医療薬物薬学科及び医療衛生薬学科を、又、生命科学部に分子生命科学科、応用生命科学科及び生命医科学科を置く。

2 薬学部においては、医療薬学科、医療薬物薬学科及び医療衛生薬学科の教授並びに研究は、男子部及び女子部に分けて実施する。

3 薬学部は、医療を担う薬学人に相応しい十分な知識と技術、及び人類の福祉に貢献できる豊かな人間性と広い視野を持つ人材の育成を目的とする。

(1) 医療薬学科は、医療現場で医療チームの一員として高度医療を支える薬剤師の育成に重点を置く。

(2) 医療薬物薬学科は、医療現場のニーズに即した医薬品の開発、改良及び生産など企業を中心として活躍できる薬剤師の育成に重点を置く。

(3) 医療衛生薬学科は、疾病の予防・治療や健康維持のため、薬局又は薬事・衛生行政で活躍できる薬剤師の育成に重点を置く。

4 生命科学部は、生命科学における教育と研究を通じて、広範囲な専門的知識と応用力を修得し、解決すべき課題に対する適切な研究手法及び企画遂行能力を備える「課題解決能力」を持ち、人類社会に貢献する人材の育成を目的とする。

(1) 分子生命科学科は、生命現象の本質を分子レベルで解明するための研究と教育を通じて、これらの領域において必要な知識と能力を修得した研究者、技術者及び実務者等の育成に重点を置く。

(2) 応用生命科学科は、生命と環境との関わりを解明するとともに、生命科学を利用するための研究と教育を通じて、これらの領域において必要な知識と能力を修得した研究者、技術者及び実務者等の育成に重点を置く。

(3) 生命医科学科は、医学・医療分野における生命科学の応用を目指した研究と教育を通じて、これらの領域において必要な知識と能力を修得した研究者、技術者及び実務者等の育成に重点を置く。

5 本学に大学院を置く。

6 大学院に関する規則は、別に定める。

第4条 本学に次の職員を置く。

(1) 教育職：学長、副学長、学部長、学科長、教授、准教授、講師、助教、助手

- (2) 事務職
- (3) 技術職
- (4) 嘱託職

- 2 学長は大学の学事を統括する。
- 3 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- 4 各学部に学部長を置く。
- 5 学部長は学長の命を受け、その学部の学事を統括する。
- 6 各学科に学科長を置く。
- 7 学科長はその学科の学事を統括する。

第5条 本学の各学部に教授会を置く。

- 2 教授会の運営等については別に定める。

第6条 本学に教育研究審議会を置く。

- 2 教育研究審議会は、学長、副学長、学部長、学長補佐、学生部長、事務局長、その他学長が指名する職員をもって組織する。
- 3 教育研究審議会は大学全般にわたる学事を審議する。
- 4 教育研究審議会は学長が招集しその議長となる。
- 5 教育研究審議会に関し必要な事項は、別に定める。

第7条 本学に情報センターを設ける。

- 2 情報センターに関する規定は、別に定める。

第4節 学年、学期及び休日

第8条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第9条 学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月15日まで

後期 9月16日から翌年3月31日まで

- 2 学長が必要と認めるときは、前項の規定を変更することがある。

第10条 授業を行わない日を次のように定める。

- (1) 土曜日
- (2) 日曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (4) 本学創立記念日：11月6日
- (5) 夏期：8月1日から9月15日まで
- (6) 冬期：12月25日から翌年1月7日まで
- (7) 学年末：3月21日から3月31日まで

2 学長が必要と認めるときは、前項に規定する授業を行わない日を変更することがある。又、前項第1号、第5号、第6号及び第7号の場合でも、必要に応じ授業を行うことがある。

第5節 入学・転学・退学及び休学

第11条 本学に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (7) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

第12条 入学の時期は、学年の初めとする。

第13条 入学を志願する者は、別に定める入学願書及び出身学校の調査書又はこれに代わるものに、検定料及び写真を添え、指定の期日までに提出しなければならない。

第14条 入学志願者に対しては、選抜の上、入学者選考本部の議を経て合格者を決定する。

2 選抜の方法はその都度定めるものとし、入学者選考本部が必要と判断した場合には、面接を行い、総合的に合否の判断を行うこととする。

第15条 合格者は、第11条の入学資格を証明する卒業証明書又はこれに代わるもの、保証人連署の誓約書及び所定の書類に別に定める学校納付金を添えて、指定の期日までに提出、入学手続きを完了の上、入学許可者となる。

2 指定の期日までに前項の手続きをとらないときは入学許可者とはならない。

3 保証人は、父母又はその他の成年者で独立の生計を営む者でなければならない。

4 保証人は、学生の在学中の一切の事項について責任を負う。

5 保証人の氏名若しくは住所に変更があったとき、又は保証人を変更しようとするとき、学生は速やかにその旨を届け出なければならない。

第16条 次の第1号から第5号のいずれかに該当する者で、本学に転入学又は編入学を志願する者、又は第6号に該当する者で転学部を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に学長が入学又は転学部を許可することがある。

- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
 - (3) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得して退学した者
 - (4) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者
 - (5) その他本学において、前各号の者と同等以上の学力があると認められた者
 - (6) 本学に在学する学部生
- 2 前項第1号から第5号のいずれかに該当する者で、生命科学部の3年次に編入学を志願する者があるときは、選考の上、第3年次に学長が入学を許可する。
- 3 前第1項第6号に該当する者の転学部の取扱いについては、別に定める。

第17条 前条の規定により入学又は転学部を許可した者については、他の学校又は本学において履修した授業科目及び単位並びに在学年数の一部又は全部を本学における授業科目及び単位並びに在学年数として認定する場合がある。

第18条 学生が他の大学に転入学又は編入学しようとするときは、保証人連署で願い出て、学長の許可を得なければならない。

第19条 退学（除籍の場合も含む。）してから2年以内の1月末日までに再入学を願い出た者については、審議の上、学年の初めに学長が許可することがある。

- 2 再入学の手続きは、初めて入学する者に準ずる。
- 3 退学前の在学年数と休学期間は、累積通算されるものとする。

第20条 疾病その他止むを得ぬ事情によって休学しようとするときは、医師の診断書又は詳細な理由書を添えて、保証人連署で休学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

- 2 休学の理由が消滅し、復学しようとする者は、医師の診断書又は理由書を添えて、保証人連署で復学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

第21条 休学期間は3カ月以上1年以内とする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、1年以内を限度として延長することができる。

- 2 休学期間は、通算して2年をこえることができない。

第22条 退学するにはその理由を記し、保証人連署で退学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

第23条 次の各号のいずれかに該当する者については、教授会の議を経て学長がこれを除籍する。

- (1) 薬学部においては、在学12年並びに生命科学部においては、在学8年に及んで卒業認定を受けられない者。ただし、休学期間は算入しない。
- (2) 第21条第2項に規定されている休学期間をこえた者、又は第20条第2項に規定されている手

続きを行わない者

(3) 学費（授業料及び施設費等）又は在籍料の納付を怠り、催告を受けてから30日以内に納入しない者

(4) 病気その他の理由により、成業の見込みがないと認められる者

(5) 死亡届のあった者

(6) 第57条に定める進級できない者

2 除籍を受けた者の学籍は学籍簿から抹消しない。

3 学費未納による除籍については、学費を納入した学期に取得した単位は認める。ただし、学費を納入しない学期にまたがる通年の単位は認めない。

4 在学年数制限による除籍及び進級できない者の除籍については、在学期間中に取得した単位は認める。

5 転学部した者の除籍の取扱いについては別に定める。

第6節 試験

第24条 講義科目の試験は、各学期末に行う。これを定期試験という。実習、実技科目についても試験を行うことがある。

第25条 疾病又はやむを得ない事故により試験を受けられないときは、その理由を記して指定した期日までに学部事務課に届け出なければならない。ただし、疾病による場合には、医師の診断書を添付しなければならない。

第26条 前条の理由により試験に欠席した者で、各学部が正当な理由と判断した場合には追試験を受けることができる。

第27条 試験の成績が不合格の者には、再試験を行うことがある。

第28条 追試験及び再試験は、別に定める時期に行うことがある。

第29条 追試験及び再試験を受けようとする者は、指定した期日にその試験料を納入しなければならない。納入の方法については別途指示する。

2 前項の試験料の額は、別に定める。

第7節 専攻生、科目等履修生及び外国人留学生

第30条 本学において特定の事項を専門に研究することを志願する者があるときは、正規の教育研究に支障のない場合に限り、教授会において選考の上、専攻生として学長が入学を許可することができる。

2 専攻生を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 本学を卒業した者

(2) 理系の学士の学位を有する者

(3) 前2号の者と同等以上の学力があると本学が認めた者

3 在学期間は、1カ年とする。ただし、研究を継続する必要がある場合は、教授会の議を経て、学長の承認を得た後、さらに1カ年間延長することができるものとする。

第31条 学部の授業科目中の1科目又は数科目の履修を希望する者があるときは、当該学部における教育に支障のない限り、教授会において選考の上、科目等履修生として学長が入学を許可することができる。

2 科目等履修生として入学することのできる者は第11条に定める資格を有する者とする。

3 科目等履修生が履修した授業科目の試験を受け、これに合格した場合には所定の単位を授与する。

4 科目等履修生は特に規定するもののほかは、すべて本学則を準用する。ただし、第54条、第60条、第63条、第69条、第75条、第77条は適用しない。

第32条 外国人で本学に入学を志願する者があるときは、教授会において選考の上、外国人留学生として学長が入学を許可することができる。

第33条 専攻生、科目等履修生及び外国人留学生に関する規定は、別に定める。

第8節 賞罰

第34条 学業及び人物が優秀な者に対しては、学長がこれを表彰することができる。

第35条 学生の本分に反する行為があるときは、教授会の審議を経て学長が懲戒に処する。

2 懲戒は訓告、停学及び退学の3種とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当するものに課する。

(1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者

第9節 学費等

第36条 入学金、授業料、施設費等学費の額、及び在籍料の額は別表第2のとおりとする。また、その他の手数料の額は別表第3のとおりとする。

第37条 学部の授業料は、年額の2分の1ずつを次の2回に分けて納付しなければならない。

第1回（前期分）納期 4月1日から4月30日

第2回（後期分）納期 9月1日から9月30日

2 前項の規定にかかわらず、学長は願い出により、やむを得ない事情があると認められた者の授業料の徴収を当該学期内に限り猶予することができる。授業料の徴収の猶予に関し必要な事項は、別に定める。

3 第1項の規定にかかわらず、学生の申し出があったときは、前期に係る授業料の徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収するものとする。

4 新入学生は、当該年度第1回分授業料を入学金及び施設費と同時に別に指定する期日までに納入しなければならない。ただし、本学卒業生の子女若しくは在学生の兄弟姉妹が本学に入学する場合には、申請により入学金を後日全額返還する。

第38条 授業料その他の納付金は、納付後理由のいかんにかかわらず返還しない。

第39条 休学期間中の学費（授業料及び施設費）は免除する。ただし、別表第2に定める在籍料を納入しなければならない。

第40条 学費を規定の期日内に納入しないときは、登校を停止させることがある。

2 前項の規定にかかわらず、学長は、願い出によりやむを得ない事由があると認められた者の登校を許可することがある。

第10節 学生寮その他諸施設

第41条 本学に女子学生寮を置く。

第42条 本学に保健室を置く。

第43条 本学に体育館を置く。

第44条 学生寮その他諸施設の管理及び運営についての規定は、別に定める。

第11節 教授会

第45条 教授会は当該学部専任の教授をもって組織する。

第46条 教授会は学部長が必要と認めたとき、又は教授の3分の2以上の要求があったときに開くものとする。

第47条 学部長は教授会を招集し、その議長となる。

第48条 教授会は、学長が当該学部における次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び卒業に関すること
- (2) 学位の授与に関すること
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要であると認めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する次の事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

- (1) 試験に関すること
- (2) 学生の進級に関すること
- (3) 学生の退学、転学、留学、休学、復学、転学部その他学生の身分に関すること
- (4) 学生の指導及び賞罰に関すること
- (5) 教育課程に関すること
- (6) 教員の教育研究業績に関すること

- (7) 授業担当教員に関する事
- (8) 学長から諮問された教育職員の人事に関する事
- (9) 学長及び学部長からの諮問に関する事
- (10) その他学部に関する事

3 前第1項及び第2項に規定された事項は、学長がこれを定める。

第49条 学部長は、特に必要と認める職員を教授会に加えることができる。

第50条 教授会の記録及びその保管は、薬学・生命科学各事務課長が行う。

第2章 学部

第51条 各学部の教育課程、卒業認定、学生定員等教育の実施については、本章第1節以下に示すとおりとする。

第1節 薬学部

第1 授業科目及び単位数

第52条 本学部において教授する授業科目及び単位数は、別表第1のとおりとする。ただし、教授会の議を経て、一部変更することがある。

第2 履修方法等

第53条 本学部の修業年限は、6年とする。

第54条 卒業の認定を受けるためには、別表第1の授業科目から次のように186単位以上を修得しなければならない。自由科目の単位は卒業要件には算入されない。

	総合科目	専門科目	学科別専門科目	合計
必修科目	11単位	83単位	74単位	168単位
選択科目	6単位以上	12単位以上		18単位以上
合計	17単位以上	95単位以上	74単位	186単位以上

第55条 1授業科目の授業実施時間数の3分の2以上出席し、かつ、試験等により合格の成績を得たときは、その授業科目の単位を修得したものとする。

2 教育上有益と認められるときは、学部教授会の審議を経て他の大学、短期大学、高等専門学校、海外の大学等において修得した単位を、30単位を超えない範囲において本学における授業科目の履修により修得した単位とみなすことができる。

3 教育上有益と認められるときは、学部教授会の審議を経て入学前、又は在学中に各学部教授会が指定した技能審査等に合格した場合は、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。この場合は、第2項の規定により認定される単位を含め、30単位を超えない範囲でなければならない。

4 教育上有益と認められるときは、転学部により在籍する者について、学部教授会の協議を経て他の学部において修得した単位を、30単位を超えない範囲において本学部における授業科目の

履修により修得した単位とみなすことができる。この場合は、第2項及び第3項の規定により認定される単位を含め、30単位を超えない範囲でなければならない。

第56条 成績は、S、A、B、C、D、Eの順とし、C以上を合格とする。

第57条 修得単位数又は科目数が一定の基準に達しないときは、次の年次に進むことができない。その基準は、別に定める。

2 前項において同一学年に2年在籍し、なお進級できない者は除籍する。

第58条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成するものとし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義、演習は、15時間をもって1単位とする。ただし、授業科目によっては22.5時間をもって1単位とすることがある。

(2) 実習、実験及び実技は、30時間をもって1単位とする。

第59条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含めて35週にわたることを原則とする。

第3 卒業及び学位（学士）

第60条 本学部に6年以上在学し、第54条に定めた単位を修得した者は、卒業の認定を受けることができる。

第61条 卒業の認定は、第54条にて定める所定の単位をもって行う。

第62条 卒業の認定を受けるには、授業料、施設費等学費の納入を完了していなければならない。

第63条 卒業の認定に合格した者には、教授会の議を経た後、学長の決定をもって学士（薬学）の学位を授与する。

第4 収容定員

第64条 本学部学生の入学定員及び収容定員は、次表のとおりとする。

科	区分	入学定員			収容定員		
	男子部	女子部	計	男子部	女子部	計	
医療薬学科	70	70	140	420	420	840	
医療薬物薬学科	70	70	140	420	420	840	
医療衛生薬学科	70	70	140	420	420	840	
計	210	210	420	1,260	1,260	2,520	

第5 薬用植物園

第65条 本学部に薬用植物園を置き、薬用植物の栽培、試験等を行う。

第66条 薬用植物園の管理及び運営についての規定は、別に定める。

第2節 生命科学部

第1 授業科目及び単位数

第67条 本学部において教授する授業科目及び単位数は、別表第4のとおりとする。ただし、教授会の議を経て、一部変更することがある。

第2 履修方法等

第68条 本学部の修業年限は4年とする。

第69条 卒業の認定を受けるためには、別表第4の授業科目から次のように124単位以上修得しなければならない。自由科目の単位は卒業要件に算入されない。

分子生命科学科

	総合科目	専門科目	合計
必修科目	12単位	70単位	82単位
選択科目	18単位以上*	24単位以上	42単位以上
	(学科指定単位4単位以上を含む。学科指定科目は別表4参照)		
合計	30単位以上	94単位以上	124単位以上

* Intermediate Academic English I 又は Advanced Academic English I から1単位選択必修

* Intermediate Academic English II 又は Advanced Academic English II から1単位選択必修

* Intermediate Academic English III 又は Advanced Academic English III から1単位選択必修

* Intermediate Academic English IV 又は Advanced Academic English IV から1単位選択必修

応用生命科学科

	総合科目	専門科目	合計
必修科目	12単位	66単位	78単位
選択科目	18単位以上*	28単位以上	46単位以上
	(学科指定単位4単位以上を含む。学科指定科目は別表4参照)		
合計	30単位以上	94単位以上	124単位以上

* Intermediate Academic English I 又は Advanced Academic English I から1単位選択必修

* Intermediate Academic English II 又は Advanced Academic English II から1単位選択必修

* Intermediate Academic English III 又は Advanced Academic English III から1単位選択必修

* Intermediate Academic English IV 又は Advanced Academic English IV から1単位選択必修

生命医科学科

	総合科目	専門科目	合計
必修科目	12単位	73単位	85単位
選択科目	18単位以上*	21単位以上	39単位以上
	(学科指定単位4単位以上を含む。学科指定科目は別表4参照)		

合計	30単位以上	94単位以上	124単位以上
----	--------	--------	---------

*Intermediate Academic English I 又はAdvanced Academic English I から1単位選択必修

*Intermediate Academic English II 又はAdvanced Academic English II から1単位選択必修

*Intermediate Academic English III 又はAdvanced Academic English III から1単位選択必修

*Intermediate Academic English IV 又はAdvanced Academic English IV から1単位選択必修

第70条 1授業科目の授業実施時間数の3分の2以上出席し、かつ、試験等により合格の成績を得たときは、その授業科目の単位を修得したものとする。

2 教育上有益と認められるときは、学部教授会の協議を経て他の大学、短期大学、高等専門学校、海外の大学等において修得した単位を、30単位を超えない範囲において本学における授業科目の履修により修得した単位とみなすことができる。

3 教育上有益と認められるときは、あらかじめ学部教授会が指定した技能審査等に入学前、又は在学中に合格した場合は、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。この場合は、第2項の規定により認定される単位を含め、30単位を超えない範囲でなければならない。

4 教育上有益と認められるときは、転学部により在籍する者について、学部教授会の協議を経て他の学部において修得した単位を、60単位を超えない範囲において本学部における授業科目の履修により修得した単位とみなすことができる。この場合は、第2項及び第3項の規定により認定される単位を含め、60単位を超えない範囲でなければならない。

第71条 成績は、S、A、B、Cを合格とし、Dを不合格とし、Eを単位未修得とする。ただし、特定の科目については、P、Rを合格とする。

第72条 修得単位数又は科目数が一定の基準に達しないときは、次の年次に進むことができない。その基準は、別に定める。

第73条 単位数の基準は、次のとおりとする。

(1) 講義、演習は、15時間をもって1単位とする。ただし、授業科目によっては22.5時間をもって1単位とすることがある。

(2) 実習、実験及び実技は、30時間をもって1単位とする。

第74条 1年間の授業を行う期間は、定期試験などの期間を含めて35週にわたることを原則とする。

第3 卒業及び学位（学士）

第75条 本学部に4年以上在学し、第69条に定めた単位を修得した者は、卒業の認定を受けることができる。

第76条 卒業の認定を受けるには、授業料、施設費等学費の納入を完了していなければならない。

第77条 卒業の認定は、教授会の議を経て学長が決定する。卒業を認定された者には、学士（生命科学）の学位を授与する。

第4 転科

第78条 本学部の転科については教授会の議を経て許可することがある。

第5 収容定員

第79条 本学部学生の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学科	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
分子生命科学科	70	1	282
応用生命科学科	60	1	242
生命医科学科	90	1	362
計	220	3	886

第6 教員免許状を得るための課程

第80条 教員免許状を得ようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及びその関係法規に定めるところにより、教職に関する科目及び教科に関する科目について所定の単位を修得しなければならない。

2 教育課程は、別表第5のとおりとする。

3 前項2に示す授業科目の単位の修得は、第70条、第71条及び第73条の規定によるものとする。

第81条 本学部において取得できる教員免許資格は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 中学校教諭一種免許状（理科）
- (2) 高等学校教諭一種免許状（理科）

第82条 第80条によって免許状を得ようとする者は、所定の受講願を提出し、許可を受け別表第3に定める受講料を納入しなければならない。

附 則

この学則は、昭和24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。ただし、第32条第2項の規定は、昭和60年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成3年4月1日から施行する。ただし、第32条第2項の規定は、昭和60年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成3年7月10日から施行する。ただし、第32条第2項の規定は、昭和60年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成4年4月1日から施行する。ただし、第5条及び第9条(3)の規定は、平成4年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。ただし、別表第1及び第53条は、平成6年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。ただし、第53条及び別表第1は、平成6年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成8年4月1日から施行する。ただし、第53条、第56条第2項及び別表1は平成8年度入学生から適用する。

附 則1

この学則は、平成9年4月1日から施行する。ただし、第53条、第56条第2項は、平成8年度入学生から適用する。

附 則2

- 1 別表第1は、平成9年度1年次生に適用し、別表第1—1は2年次生に適用する。
- 2 別表第1—2は平成9年度3年次生に適用し、第53条について、次のとおりとし、卒業の認定を受けるためには、別表第1—2の授業科目から卒業論文7単位を除き、次のように120単位以上を修得しなければならない。

	総合科目	専門科目	学科別専門科目	合計
必修科目	29.5単位	76.5単位	1.5単位	107.5単位

選択科目	9.5単位以上	3単位以上	—	12.5単位以上
合計	39単位以上	79.5単位以上	1.5単位	120単位以上

3 別表第1—3は平成9年度4年次生に適用し、第53条について、次のとおりとし、卒業の認定を受けるためには、別表第1—3の授業科目から卒業論文7単位を除き、次のように120単位以上を修得しなければならない。

	総合科目	専門科目	学科別専門科目	合計
必修科目	29.5単位	76.5単位	1.5単位	107.5単位
選択科目	9.5単位以上	3単位以上	—	12.5単位以上
合計	39単位以上	79.5単位以上	1.5単位	120単位以上

附 則3

薬学部では進級できなかった者には、入学年度にかかわらず、別表第4を除き当該年次の学則を適用する。

附 則1

この学則は平成10年4月1日から施行する。ただし、第53条、第56条第2項は、平成8年度入学生から適用する。

附 則2

- 1 別表第1は、平成10年度1年次生、2年次生に適用し、別表第1—1は3年次生に適用する。
- 2 別表第1—2は平成10年度4年次生に適用し、第53条について、次の通りとし、卒業の認定を受けるためには、別表第1—2の授業科目から卒業論文7単位を除き、次のように120単位以上を修得しなければならない。

	総合科目	専門科目	学科別専門科目	合計
必修科目	29.5単位	76.5単位	1.5単位	107.5単位
選択科目	9.5単位以上	3単位以上	—	12.5単位以上
合計	39単位以上	79.5単位以上	1.5単位	120単位以上

附 則3

薬学部では進級できなかった者には、入学年度にかかわらず、別表第4を除き当該年次の学則を適用する。

附 則1

この学則は平成11年4月1日から施行する。ただし、第56条第2項は、平成8年度入学生から適用する。

附 則2

- 1 別表第1は、平成11年度1年次生、2年次生、3年次生に適用する。
- 2 別表第1—1は平成11年度4年次生に適用する。

附 則3

薬学部では進級できなかった者には、入学年度にかかわらず、別表第4を除き当該年次の学則を適用する。

附 則4

- 1 別表第6は平成11年度1年次生に適用する。
- 2 別表第6—2は平成11年度2年次生に適用し、第73条について、次の通りとし、卒業の認定を受けるには、別表6—2の授業科目から124単位以上を修得しなければならない。自由科目の単位は卒業要件に算入されない。

	共通総合科目	共通専門科目	学科別専門科目	合計
必修科目	20単位	52単位	28単位	100単位
選択科目	10単位以上	14単位以上		24単位以上
合計	30単位以上	94単位以上		124単位以上

- 3 別表第6—3は平成11年度3年次生に適用し、第73条について、次の通りとし、卒業の認定を受けるには、別表6—3の授業科目から124単位以上を修得しなければならない。自由科目の単位は卒業要件に算入されない。

	共通総合科目	共通専門科目	学科別専門科目	合計
必修科目	20単位	52単位	28単位	100単位
選択科目	10単位以上	14単位以上		24単位以上
合計	30単位以上	94単位以上		124単位以上

- 4 別表第6—4は平成11年度4年次生に適用し、第73条について、次の通りとし、卒業の認定を受けるには、別表6—4の授業科目から128単位以上を修得しなければならない。自由科目の単位は卒業要件に算入されない。

	共通総合科目	共通専門科目	学科別専門科目	合計
必修科目	20単位	52単位	32単位	104単位
選択科目	10単位以上	14単位以上		24単位以上
合計	30単位以上	98単位以上		128単位以上

附 則5

第85条の教育課程は別表7は平成11年度入学生とし、別表7—2は平成10年度以前の入学生とする。

附 則1

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

ただし、第57条第2項は、平成8年度入学生から適用する。

附 則2

- 1 別表第1は、平成12年度1年次生に適用する。
- 2 別表第1—1は平成12年度2年次生、3年次生、4年次生に適用する。

附 則3

薬学部では進級できなかった者には、入学年度にかかわらず、別表第4を除き当該年次の学則を適用する。

附 則4

- 1 別表第6は平成12年度1・2年次生に適用する。
- 2 別表第6—1は平成12年度3年次生に適用し、第74条について、次の通りとし、卒業の認定を受けるには、別表6—1の授業科目から124単位以上を修得しなければならない。自由科目の単位は卒業要件に算入されない。

	共通総合科目	共通専門科目	学科別専門科目	合計
必修科目	20単位	52単位	28単位	100単位
選択科目	10単位以上	14単位以上		24単位以上
合計	30単位以上	94単位以上		124単位以上

- 3 別表第6—2は平成12年度4年次生に適用し、第74条について、次の通りとし、卒業の認定を受けるには、別表6—2の授業科目から124単位以上を修得しなければならない。自由科目の単位は卒業要件に算入されない。

	共通総合科目	共通専門科目	学科別専門科目	合計
必修科目	20単位	52単位	28単位	100単位
選択科目	10単位以上	14単位以上		24単位以上
合計	30単位以上	94単位以上		124単位以上

附 則5

第65条、第66条、別表第2及び別表第7は平成12年度入学生から適用し、平成11年度以前の入学生については、なお従前の学則による。

附 則6

平成12年度から平成13年度において、生命科学部の収容定員は第85条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学科	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員	
			平成12年度	平成13年度
分子生命科学科	100	2	402	404
環境生命科学科	60	1	241	242
計	160	3	643	646

附 則1

この学則は平成13年4月1日から施行する。

ただし、第57条第2項は、平成8年度入学生から適用する。

附 則2

- 1 別表第1は、平成13年度1年次生に適用する。
- 2 別表第1—1は平成13年度2年次生に適用する。
- 3 別表第1—2は平成13年度3年次生に適用する。
- 4 別表第1—3は平成13年度4年次生に適用する。

附 則3

薬学部では進級できなかった者には、入学年度にかかわらず、別表第4を除き当該年次の学則を適用する。

附 則4

- 1 別表第6は平成13年度1・2・3年次生に適用する。
- 2 別表第6—1は平成13年度4年次生に適用し、第74条について、次の通りとし、卒業の認定を受けるには、別表6—1の授業科目から124単位以上を修得しなければならない。自由科目の単位は卒業要件に算入されない。

	共通総合科目	共通専門科目	学科別専門科目	合計
必修科目	20単位	52単位	28単位	100単位
選択科目	10単位以上	14単位以上		24単位以上
合計	30単位以上	94単位以上		124単位以上

附 則5

第65条、第66条、別表第2及び別表第7は平成12年度入学生から適用し、平成11年度以前の入学生については、なお従前の学則による。

附 則1

この学則は平成15年4月1日から施行する。

ただし第57条第2項は、平成8年度入学生から適用する。

附 則2

- 1 別表第1は、平成15年度1・2年次生に適用する。
- 2 別表第1—1は平成15年度3年次生に適用する。
- 3 別表第1—2は平成15年度4年次生に適用し、第54条について、次の通りとし、卒業の認定を受けるためには、別表第1—2の授業科目から卒業論文7単位を除き、次のように117単位以上を修得しなければならない。

	総合科目	専門科目	学科別専門科目	合計
--	------	------	---------	----

必修科目	26.5単位以上	73.5単位以上	1.5単位	101.5単位
選択科目	9.5単位以上	6単位以上	—	15.5単位以上
合計	36単位以上	79.5単位以上	1.5単位	117単位以上

附 則3

薬学部では進級できなかった者には、入学年度にかかわらず、別表第4を除き当該年次の学則を適用する。

附 則4

- 1 別表第6は、平成15年度1・2年次生に適用する。
- 2 別表第6—1は平成15年度3年次生に適用する。
- 3 別表第6—2は平成15年度4年次生に適用する。

附 則5

- 1 第65条、第66条は、平成12年度入学生から適用する。
- 2 別表第2及び別表第7は平成13年度入学生から適用し、別表第2—1及び別表第7—1は平成12年度入学生に適用する。
- 3 平成11年度以前の入学生については、なお従前の学則による。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度入学者から適用する。平成15年度以前の入学者については、従前のおりとする。
- 2 薬学部薬学科、衛生薬学科及び製薬学科は、改正後の学則第3条第1項の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 第64条の規定にかかわらず、平成16年度から平成18年度までの薬学部の収容定員は次のとおりとする。

[平成16年度]

科	区分	収容定員		
		男子部	女子部	計
薬学科		360	360	720
衛生薬学科		180	180	360
製薬学科		180		180
医療薬学科		70	70	140
創薬学科		70	70	140
生命薬学科		70	70	140
計		930	750	1,680

[平成17年度]

科	区分	収容定員		
		男子部	女子部	計
薬学科		240	240	480
衛生薬学科		120	120	240
製薬学科		120		120
医療薬学科		140	140	280
創薬学科		140	140	280
生命薬学科		140	140	280
計		900	780	1,680

[平成18年度]

科	区分	収容定員		
		男子部	女子部	計
薬学科		120	120	240
衛生薬学科		60	60	120
製薬学科		60		60
医療薬学科		210	210	420
創薬学科		210	210	420
生命薬学科		210	210	420
計		870	810	1,680

附 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度入学者から適用する。平成16年度以前の入学者については、なお従前のおりとする。ただし、平成17年度生命科学部2・3年次生の教育課程表における選択科目のうち、専門科目「遺伝子工学」を次のとおり変更する。

区分	授業科目	学年次・単位数				学科指定	
		1年	2年	3年	4年	分子	環境
専門科目	遺伝子工学Ⅰ（名称変更）			2		△	▲
	遺伝子工学Ⅱ（新設）			2		△	

学科指定：△ 分子生命科学科指定

▲ 環境生命科学科指定

- 2 第64条の規定にかかわらず、平成17年度から平成18年度までの薬学部の収容定員は次のとおりとする。

[平成17年度]

科	区分	収容定員		
		男子部	女子部	計
薬学科		240	240	480
衛生薬学科		120	120	240
製薬学科		120		120
医療薬学科		140	140	280
創薬学科		140	140	280
生命薬学科		140	140	280
計		900	780	1,680

[平成18年度]

科	区分	収容定員		
		男子部	女子部	計
薬学科		120	120	240
衛生薬学科		60	60	120
製薬学科		60		60
医療薬学科		210	210	420
創薬学科		210	210	420
生命薬学科		210	210	420
計		870	810	1,680

附 則

- この学則は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度入学者から適用する。平成17年度以前の入学者については、なお従前のおりとする。
- 第64条の規定にかかわらず、平成18年度から平成22年度までの薬学部の収容定員は次のとおりとする。

[平成18年度]

科	区分	収容定員		
		男子部	女子部	計
薬学科		120	120	240
衛生薬学科		60	60	120
製薬学科		60		60
医療薬学科		140	140	280

創薬学科	140	140	280
生命薬学科	140	140	280
医療薬学科	70	70	140
医療薬物薬学科	70	70	140
医療衛生薬学科	70	70	140
計	870	810	1,680

[平成19年度]

科	区分	収容定員		
		男子部	女子部	計
医療薬学科		140	140	280
創薬学科		140	140	280
生命薬学科		140	140	280
医療薬学科		140	140	280
医療薬物薬学科		140	140	280
医療衛生薬学科		140	140	280
計		840	840	1,680

[平成20年度]

科	区分	収容定員		
		男子部	女子部	計
医療薬学科		70	70	140
創薬学科		70	70	140
生命薬学科		70	70	140
医療薬学科		210	210	420
医療薬物薬学科		210	210	420
医療衛生薬学科		210	210	420
計		840	840	1,680

[平成21年度]

科	区分	収容定員		
		男子部	女子部	計
医療薬学科		280	280	560
医療薬物薬学科		280	280	560
医療衛生薬学科		280	280	560

計	840	840	1,680
---	-----	-----	-------

[平成22年度]

科	区分	収容定員		
		男子部	女子部	計
医療薬学科		350	350	700
医療薬物薬学科		350	350	700
医療衛生薬学科		350	350	700
計		1,050	1,050	2,100

附 則

- この学則は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度入学者から適用する。平成17年度以前の入学者については、なお従前のおりとする。
- 第64条の規定にかかわらず、平成18年度から平成22年度までの薬学部の収容定員は次のとおりとする。

[平成18年度]

科	区分	収容定員		
		男子部	女子部	計
薬学科		120	120	240
衛生薬学科		60	60	120
製薬学科		60		60
医療薬学科		140	140	280
創薬学科		140	140	280
生命薬学科		140	140	280
医療薬学科		70	70	140
医療薬物薬学科		70	70	140
医療衛生薬学科		70	70	140
計		870	810	1,680

[平成19年度]

科	区分	収容定員		
		男子部	女子部	計
医療薬学科		140	140	280
創薬学科		140	140	280
生命薬学科		140	140	280

医療薬学科	140	140	280
医療薬物薬学科	140	140	280
医療衛生薬学科	140	140	280
計	840	840	1,680

[平成20年度]

科	区分	収容定員		
		男子部	女子部	計
医療薬学科		70	70	140
創薬学科		70	70	140
生命薬学科		70	70	140
医療薬学科		210	210	420
医療薬物薬学科		210	210	420
医療衛生薬学科		210	210	420
計		840	840	1,680

[平成21年度]

科	区分	収容定員		
		男子部	女子部	計
医療薬学科		280	280	560
医療薬物薬学科		280	280	560
医療衛生薬学科		280	280	560
計		840	840	1,680

[平成22年度]

科	区分	収容定員		
		男子部	女子部	計
医療薬学科		350	350	700
医療薬物薬学科		350	350	700
医療衛生薬学科		350	350	700
計		1,050	1,050	2,100

3 平成16年度薬学部教育課程表について、必修科目のうち、学科別実習科目「臨床実習」の単位数を各学科従前の4から6に、又、選択科目の要修得単位数を従前の12以上から10以上（専門科目を従前の6以上から4以上）に変更する。

4 平成17年度生命科学部教育課程表について、選択科目（専門科目）のうち、従前の「環境工学

I」、「環境工学Ⅱ」を「環境工学」、「環境生命工学」にそれぞれ名称変更する。又、「バイオメテイクス」の修得年次を4年次から3年次に変更する。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度入学者から適用する。平成18年度以前の入学者については、なお従前のおりとする。
- 2 第64条の規定にかかわらず、平成19年度から平成22年度までの薬学部の収容定員は次のとおりとする。

[平成19年度]

科	区分	収容定員		
		男子部	女子部	計
医療薬学科		140	140	280
創薬学科		140	140	280
生命薬学科		140	140	280
医療薬学科		140	140	280
医療薬物薬学科		140	140	280
医療衛生薬学科		140	140	280
計		840	840	1,680

[平成20年度]

科	区分	収容定員		
		男子部	女子部	計
医療薬学科		70	70	140
創薬学科		70	70	140
生命薬学科		70	70	140
医療薬学科		210	210	420
医療薬物薬学科		210	210	420
医療衛生薬学科		210	210	420
計		840	840	1,680

[平成21年度]

科	区分	収容定員		
		男子部	女子部	計
医療薬学科		280	280	560
医療薬物薬学科		280	280	560

医療衛生薬学科	280	280	560
計	840	840	1,680

[平成22年度]

科	区分	収容定員		
		男子部	女子部	計
医療薬学科		350	350	700
医療薬物薬学科		350	350	700
医療衛生薬学科		350	350	700
計		1,050	1,050	2,100

3 第80条の規定にかかわらず、平成19年度から平成21年度までの生命科学部の収容定員は次のとおりとする。

[平成19年度]

学科	収容定員	編入収容定員	総計収容定員
分子生命科学科	400	4	404
環境生命科学科	180	2	182
環境ゲノム学科	60	0	60
計	640	6	646

[平成20年度]

学科	収容定員	編入収容定員	総計収容定員
分子生命科学科	400	4	404
環境生命科学科	120	2	122
環境ゲノム学科	120	0	120
計	640	6	646

[平成21年度]

学科	収容定員	編入収容定員	総計収容定員
分子生命科学科	400	4	404
環境生命科学科	60	1	61
環境ゲノム学科	180	1	181
計	640	6	646

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度入学者から適用する。平成18年度以前の入学者については、なお従前のおりとする。
- 2 第64条の規定にかかわらず、平成19年度から平成22年度までの薬学部の収容定員は次のとおりとする。

[平成19年度]

科	区分	収容定員		
		男子部	女子部	計
医療薬学科		140	140	280
創薬学科		140	140	280
生命薬学科		140	140	280
医療薬学科		140	140	280
医療薬物薬学科		140	140	280
医療衛生薬学科		140	140	280
計		840	840	1,680

[平成20年度]

科	区分	収容定員		
		男子部	女子部	計
医療薬学科		70	70	140
創薬学科		70	70	140
生命薬学科		70	70	140
医療薬学科		210	210	420
医療薬物薬学科		210	210	420
医療衛生薬学科		210	210	420
計		840	840	1,680

[平成21年度]

科	区分	収容定員		
		男子部	女子部	計
医療薬学科		280	280	560
医療薬物薬学科		280	280	560
医療衛生薬学科		280	280	560
計		840	840	1,680

[平成22年度]

科	区分	収容定員		
		男子部	女子部	計
医療薬学科		350	350	700
医療薬物薬学科		350	350	700
医療衛生薬学科		350	350	700
計		1,050	1,050	2,100

3 第80条の規定にかかわらず、平成19年度から平成21年度までの生命科学部の収容定員は次のとおりとする。

[平成19年度]

学科	収容定員	編入収容定員	総計収容定員
分子生命科学科	400	4	404
環境生命科学科	180	2	182
環境ゲノム学科	60	0	60
計	640	6	646

[平成20年度]

学科	収容定員	編入収容定員	総計収容定員
分子生命科学科	400	4	404
環境生命科学科	120	2	122
環境ゲノム学科	120	0	120
計	640	6	646

[平成21年度]

学科	収容定員	編入収容定員	総計収容定員
分子生命科学科	400	4	404
環境生命科学科	60	1	61
環境ゲノム学科	180	1	181
計	640	6	646

4 生命科学部教育課程表について、平成19年度以降在学生の選択科目（総合科目）のうち、従前の「English and Life Science in the USA」を「English and Life Sciences in the USA」に名称変更する。

附 則

1 この学則は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度入学者から適用する。平成19年度以前の入学者については、なお従前のおりとする。

- 2 第80条の規定にかかわらず、平成20年度から平成22年度までの生命科学部の収容定員は次のとおりとする。

[平成20年度]

学科	収容定員	編入収容定員	総計収容定員
分子生命科学科	460	4	464
環境生命科学科	120	2	122
環境ゲノム学科	120	0	120
計	700	6	706

[平成21年度]

学科	収容定員	編入収容定員	総計収容定員
分子生命科学科	520	4	524
環境生命科学科	60	1	61
環境ゲノム学科	180	1	181
計	760	6	766

[平成22年度]

学科	収容定員	編入収容定員	総計収容定員
分子生命科学科	580	4	584
環境ゲノム学科	240	2	242
計	820	6	826

- 3 平成18年度薬学部教育課程表について、選択科目のうち、専門科目（専門科目Ⅱ）の「リード化合物の創生と最適化(B)」を「リード化合物の創製と最適化(B)」に改める。又、欄外表記の専門科目Ⅰ、専門科目Ⅱの履修方法を次のとおり変更する。

専門科目Ⅰの(A)(B)(C)科目については、4年次進級時に医療薬学科を希望する者は(A)科目、医療薬物薬学科を希望する者は(B)科目、医療衛生薬学科を希望する者は(C)科目を履修することが望ましい。

専門科目Ⅱの(A)(B)(C)科目については、医療薬学科に所属する者は(A)科目、医療薬物薬学科に所属する者は(B)科目、医療衛生薬学科に所属する者は(C)科目を履修すること。

附 則

この学則は、平成20年7月1日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度入学者から適用する。平成20年度以前の入学者については、なお従前のとおりとする。

- 平成20年度生命科学部教育課程表について、必修科目（専門科目）のうち、「統計学」の修得年次を3年次から2年次に、「神経生物学Ⅰ」の修得年次を2年次から3年次にそれぞれ変更する。
又、選択科目（専門科目）のうち、「応用数学」、「環境汚染源化学」の修得年次を3年次から2年次にそれぞれ変更するとともに、従前の「環境生命科学特講」を「生命と環境の科学」に名称変更し、修得年次を3年次から2年次に変更する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度入学者から適用する。平成21年度以前の入学者については、なお従前のおりとする。

附 則

- この学則は、平成21年9月16日から施行する。
- 平成16年4月から学生募集を停止した薬学部製薬学科については、平成21年9月15日をもって廃止する。

附 則

- この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 平成16年4月から学生募集を停止した薬学部薬学科並びに衛生薬学科については、平成22年3月31日をもって廃止する。
- 平成18年4月から学生募集を停止した薬学部医療薬学科については、平成22年3月31日をもって廃止する。

附 則

- この学則は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度入学者から適用する。平成21年度以前の入学者については、なお従前のおりとする。
- 平成18年度薬学部教育課程表について、次のとおり改める。

必修科目のうち、学科別専門科目の「医療薬学演習Ⅱ」、「医療薬物薬学演習Ⅱ」及び「医療衛生薬学演習Ⅱ」の履修年次を従前の5年次から5、6年次に、また、各学科「課題研究」の履修年次を従前の5、6年次から4、5及び6年次にそれぞれ変更する。

選択科目のうち、自由科目の「インターンシップ」の配当単位を従前の0.5から1に、また、履修年次を従前の3年次から3、4及び5年次に変更する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 平成18年4月から学生募集を停止した薬学部創薬学科並びに生命薬学科については、平成23年3月31日をもって廃止する。

附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度入学者から適用する。平成23年度以前の入学者については、なお従前のおりとする。

附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度入学者から適用する。平成24年度以前の入学者については、なお従前のおりとする。
- 2 第80条の規定にかかわらず、平成25年度から平成27年度までの生命科学部の収容定員は次のとおりとする。

[平成25年度]

学科	収容定員	編入収容定員	総計収容定員
分子生命科学科	540	4	544
応用生命科学科	60	0	60
環境ゲノム学科	180	2	182
生命医科学科	100	0	100
計	880	6	886

[平成26年度]

学科	収容定員	編入収容定員	総計収容定員
分子生命科学科	440	4	444
応用生命科学科	120	0	120
環境ゲノム学科	120	2	122
生命医科学科	200	0	200
計	880	6	886

[平成27年度]

学科	収容定員	編入収容定員	総計収容定員
分子生命科学科	340	3	343
応用生命科学科	180	1	181
環境ゲノム学科	60	1	61
生命医科学科	300	1	301
計	880	6	886

附 則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 生命科学部教育課程表について、平成21年度入学者に係る自由科目に「生命科学と社会（応用演習）」を加え、履修年次を3年次に、また、配当単位を1とする。

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 第79条の規定にかかわらず、平成26年度から平成27年度までの生命科学部の収容定員は次のとおりとする。

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第79条の規定にかかわらず、平成27年度の生命科学部の収容定員は次のとおりとする。

[平成27年度]

学科	収容定員	編入収容定員	総計収容定員
分子生命科学科	340	3	343
応用生命科学科	180	1	181
環境ゲノム学科	60	1	61
生命医科学科	300	1	301
計	880	6	886

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第54条の薬学部における修得単位数の内訳は、平成29年度1、2、3年次生に適用する。また、平成29年度4、5、6年次生については、次の内訳を適用する。

	総合科目	専門科目	学科別専門科目	合計
必修科目	16単位	85単位	65単位	166単位
選択科目	6単位以上	14単位以上		20単位以上
合計	22単位以上	99単位以上	65単位以上	186単位以上

- 3 第56条の薬学部における成績評価基準は、平成29年度1年次生に適用する。また、平成29年度2、3、4、5、6年次生については、なお従前のとおりとする。
- 4 第79条の規定にかかわらず、平成29年度から平成31年度までの生命科学部の収容定員は次のとおりとする。

[平成29年度]

学科	収容定員	編入収容定員	総計収容定員
----	------	--------	--------

分子生命科学科	250	2	252
応用生命科学科	240	2	242
生命医科学科	390	2	392
計	880	6	886

[平成30年度]

学科	収容定員	編入収容定員	総計収容定員
分子生命科学科	260	2	262
応用生命科学科	240	2	242
生命医科学科	380	2	382
計	880	6	886

[平成31年度]

学科	収容定員	編入収容定員	総計収容定員
分子生命科学科	270	2	272
応用生命科学科	240	2	242
生命医科学科	370	2	372
計	880	6	886

附 則

この学則は、公布の日から施行する。

附 則

- この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 第54条の薬学部における修得単位数の内訳は、平成31年度1、2、3、4、5年次生に適用する。
また、平成31年度6年次生については、次の内訳を適用する。

平成31年度1、2、3、4、5年次生に適用

	総合科目	専門科目	学科別専門科目	合計
必修科目	11単位	83単位	74単位	168単位
選択科目	6単位以上	12単位以上		18単位以上
合計	17単位以上	95単位以上	74単位	186単位以上

平成31年度6年次生に適用

	総合科目	専門科目	学科別専門科目	合計
必修科目	16単位	85単位	65単位	166単位
選択科目	6単位以上	14単位以上		20単位以上
合計	22単位以上	99単位以上	65単位以上	186単位以上

3 第56条の薬学部における成績評価基準は、平成29年度1年次生から順次、適用する。

附 則

1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。

2 第54条の薬学部における修得単位数の内訳は、令和2年度1、2、3、4、5、6年次生に適用する。

また、平成31年度6年次生については、次の内訳を適用する。

令和2年度1、2、3、4、5、6年次生に適用

	総合科目	専門科目	学科別専門科目	合計
必修科目	11単位	83単位	74単位	168単位
選択科目	6単位以上	12単位以上		18単位以上
合計	17単位以上	95単位以上	74単位	186単位以上

平成31年度6年次生に適用

	総合科目	専門科目	学科別専門科目	合計
必修科目	16単位	85単位	65単位	166単位
選択科目	6単位以上	14単位以上		20単位以上
合計	22単位以上	99単位以上	65単位以上	186単位以上

3 第56条の薬学部における成績評価基準は、平成29年度1年次生から順次、適用する。

4 第69条の生命科学部における修得単位数の内訳は、令和2年度以降入学生に適用する。また、平成25年度から平成31年度の入学生については、次の内訳を適用する。ただし、学部教授会の議を経て、第69条の生命科学部における修得単位数の内訳を平成25年度から平成31年度の一部の入学生に適用する場合がある。

分子生命科学科	総合科目	専門科目	合計
必修科目	18単位	74単位	92単位
選択科目	12単位以上	20単位以上	32単位以上
	(学科指定無し)		
合計	30単位以上	94単位以上	124単位以上

応用生命科学科	総合科目	専門科目	合計
必修科目	18単位	67単位	85単位
選択科目	12単位以上	27単位以上	39単位以上
	(学科指定40のうち20以上)		
合計	30単位以上	94単位以上	124単位以上

生命医科学科	総合科目	専門科目	合計
必修科目	18単位	75単位	93単位
選択科目	12単位以上	19単位以上	31単位以上
	(学科指定24のうち12以上)		
合計	30単位以上	94単位以上	124単位以上

附 則

1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1 薬学部教育課程表

(必修科目)

区分	授業科目	学年次・単位数					
		1年	2年	3年	4年	5年	6年
総合科目	一般教養科目	数学Ⅰ	1				
		基礎統計学		1			
		基礎情報学	1				
		基礎情報学演習Ⅰ	1				
	外国語科目	英語（講読）Ⅰ	1				
		英語（講読）Ⅱ	1				
		英語（コミュニケーション）Ⅰ	1				
		英語（コミュニケーション）Ⅱ	1				
		薬学英语入門Ⅰ		1			
		薬学英语入門Ⅱ		1			
	実用薬学英语			1			
共通専門科目	人間と薬学	人間と薬学Ⅰ	1				
		人間と薬学Ⅱ	1				
		医療コミュニケーション		1			
		社会と薬学		1			

	薬事関連法規と制度Ⅰ			1			
	医療倫理学			1			
	薬事関連法規と制度Ⅱ				1		
物理系薬学	物理学	1					
	化学平衡論	1					
	無機化学	1					
	物理化学Ⅰ	1					
	分析化学	1					
	放射化学	1					
	機器分析学		1				
	臨床分析化学		1				
	物理化学Ⅱ		1				
	物理化学Ⅲ		1				
化学系薬学	基礎化学	1					
	一般化学	1					
	有機化学Ⅰ	1					
	有機化学Ⅱ		1				
	有機化学Ⅲ		1				
	有機化学Ⅳ			1			
	生体分子の化学			1			
生薬系薬学	植物薬品学		1				
	生薬学		1				
	漢方薬物学Ⅰ			1			
生物系薬学	機能形態学Ⅰ	1					
	細胞生物学	1					
	生物学	1					
	機能形態学Ⅱ	1					
	生化学Ⅰ	1					
	機能形態学Ⅲ		1				
	生化学Ⅱ		1				
	生化学Ⅲ		1				
	微生物学		1				

	病原微生物学		1				
	免疫学		1				
	バイオ医薬品			1			
	感染制御学			1			
	臨床免疫学			1			
健康と環境	健康保持と疾病予防		1				
	生活環境と健康		1				
	栄養と食品機能		1				
	化学物質と生体影響			1			
	食品の安全性と管理			1			
	化学物質の毒性と安全性			1			
医薬品をつくる	物理薬剤学		1				
	製剤設計学			1			
	生物薬剤学			1			
	薬物送達学			1			
	個別化医療 I			1			
	薬物動態学					1	
薬と疾病	薬と疾病入門	1					
	薬理学 I		1				
	薬理学 II		1				
	疾病と薬物治療 I		1				
	疾病と薬物治療 II		1				
	薬理学 III			1			
	薬理学 IV			1			
	疾病と薬物治療 III			1			
	疾病と薬物治療 IV			1			
	疾病と薬物治療 V			1			
	疾病と薬物治療 VI			1			
	疾病と薬物治療 VII			1			
	医薬情報 I			1			
	医薬情報 II			1			
疾病と薬物治療 VIII					1		

		臨床推論 I				1		
		医薬情報演習				1		
薬学臨床		調剤学				1		
		医薬品安全性評価学				1		
		病態栄養管理学				1		
		個別化医療 II				1		
		薬局・病院薬学				1		
		一般用医薬品学				1		
		実務実習事前学習 I				3		
		実務実習事前学習 II				2		
	薬学演習・特論		総合演習 I				2	
		総合演習 II				4		
		薬学アプトゥデート						3
		総合薬学演習 I						6
		総合薬学演習 II						1
共通実習科目		生物系実習 I	1.5					
		化学系実習 I	1.5					
		化学系実習 II		1.5				
		物理系実習 I		1.5				
		物理系実習 II		1.5				
		生物系実習 II		1.5				
		化学系実習 III			1.5			
		生物系実習 III			1.5			
		健康・環境実習			1.5			
		創薬系実習			1.5			
		医療系実習 I			1.5			
		医療系実習 II			1.5			
		実務実習事前実習				3		
		実務実習					20	

区分	授業科目	学年次・単位数					
		1年	2年	3年	4年	5年	6年

学科 別専 門科 目	医療 薬学 科	薬学	医療薬学特論Ⅰ					1		
		演	医療薬学特論Ⅱ					1		
		習・特	医療薬学演習Ⅰ					1		
		論	医療薬学演習Ⅱ					1		
		外国 語	医療薬学英語特論Ⅰ				1			
			医療薬学英語特論Ⅱ					1		
		薬学 臨床	医療プロフェッショナルリ ズム					1		
		実習	医療薬学課題研究						12	
		医療 薬物 薬学 科	薬学	医療薬物薬学特論Ⅰ					1	
			演	医療薬物薬学特論Ⅱ					1	
	習・特		医療薬物薬学演習Ⅰ					1		
	論		医療薬物薬学演習Ⅱ					1		
	外国 語		医療薬物薬学英語特論Ⅰ				1			
			医療薬物薬学英語特論Ⅱ					1		
	薬学 臨床		医療プロフェッショナルリ ズム					1		
	実習		医療薬物薬学課題研究						12	
	医療 衛生 薬学 科	薬学	医療衛生薬学特論Ⅰ					1		
		演	医療衛生薬学特論Ⅱ					1		
		習・特	医療衛生薬学演習Ⅰ					1		
		論	医療衛生薬学演習Ⅱ					1		
		外国 語	医療衛生薬学英語特論Ⅰ				1			
			医療衛生薬学英語特論Ⅱ					1		
		薬学 臨床	医療プロフェッショナルリ ズム					1		
		実習	医療衛生薬学課題研究						12	

(選択科目)

区分	授業科目	学年次・単位数					
		1年	2年	3年	4年	5年	6年
総合科目	一般教養科目	健康科学	1				
		地球環境概論	1				

	障がい論	1				
	法学	1				
	社会学	1				
	倫理学	1				
	哲学概論	1				
	現代経済論	1				
	国際関係論	1				
	健康スポーツ	1				
	数学Ⅱ	1				
	基礎情報学演習Ⅱ	1				
	計算科学	1				
	基礎栄養学	1				
	美術・デザイン	1				
	文章表現	1				
	コミュニケーション論	1				
	ヘルスプロモーション概論	1				
	リーダーシップ論	1				
	数学を巡る世界	1				
	薬学のあゆみ	1				
	病気とくすり	1				
	線型代数学	1				
	データサイエンス入門	1				
外国語科目	英語検定Ⅰ	1				
	英語検定Ⅱ	1				
	英会話Ⅰ	1				
	英会話Ⅱ	1				
	ドイツ語Ⅰ	1				
	ドイツ語Ⅱ	1				
	中国語Ⅰ	1				
	中国語Ⅱ	1				
	フランス語Ⅰ	1				
	フランス語Ⅱ	1				

専門科目	ゼミナール	ゼミナールⅠ	1				
		ゼミナールⅡ		1			
		ゼミナールⅢ		1			
	薬学専門科目Ⅰ	反応有機化学			1		
		構造有機化学			1		
		細胞工学			1		
		代謝生化学			1		
		化粧品科学			1		
		アドバンス有機化学			1		
		薬剤経済学			1		
		地域保健薬学概論			1		
		漢方薬物学Ⅱ			1		
		スキンケア入門			1		
		臨床薬学概論			1		
		実践有機化学			1		
		臨床開発概論			1		
		中医学概論			1		
		病理組織学			1		
		臨床医学概論			1		
		臨床栄養学			1		
		応用薬物学			1		
		臨床漢方薬物学			1		
		ヘルスケア・データサイエンス			1		
		医薬品開発			1		
		多変量解析			1		
		薬学専門科目Ⅱ	医薬情報特論				
	医療経済学特論						1
	レギュラトリーサイエンス						1
	医薬品開発特論						1
	有機薬理化学特論						1
専門薬剤師総論						1	

	マーケティング					1
	臨床薬理学特論					1
	病態生理学特論					1
	臨床推論Ⅱ					1
	プライマリケアⅠ					1
	プライマリケアⅡ					1
	プライマリケアⅢ					1
	専門薬剤師特論Ⅰ					1
	専門薬剤師特論Ⅱ					1
	薬局経営管理学					1
	薬局業務外論					1
	生殖医療特論					1
	感染制御学特論					1
	臨床薬物動態学特論					1
	病理解剖学特論					1
	定量的構造活性相関					1
	リード化合物の創製と最適化					1
	病原微生物学特論					1
	ゲノム情報特論					1
自由科目	基礎分析化学集中講義	0.5				
	基礎生物学集中講義	0.5				
	基礎物理学集中講義	0.5				
	化学入門演習	0.5				
	化学系基礎演習	0.5				
	アドバンスゼミナールⅠ	1				
	アドバンスゼミナールⅡ		1			
	アドバンスゼミナールⅢ			1		
	アドバンスゼミナールⅣ				1	
	アドバンスゼミナールⅤ					1
	インターンシップ				1	
TOEIC対策講座Ⅰ		1				

TOEIC対策講座Ⅱ		1			
TOEIC対策講座Ⅲ			1		
TOEIC対策講座Ⅳ			1		

※ 選択科目の中から18単位以上

(一般教養科目・外国語科目6単位以上、ゼミナール科目3単位以上、専門科目Ⅰ4単位以上、専門科目Ⅱ5単位以上)を修得すること。

自由科目は、卒業に必要な単位数には含まれない。

別表第2 令和4年度(2022年度) 授業料等の学費一覧

対象者	費目等	金額	備考
薬学部学生	入学金	400,000円	
	施設費(年額)	600,000円	平成26年度入学生
		600,000円	平成27年度入学生
		600,000円	平成28年度入学生
		600,000円	平成29年度入学生
		600,000円	平成30年度入学生
		600,000円	平成31年度入学生
		600,000円	令和2年度入学生
		600,000円	令和3年度入学生
		600,000円	令和4年度入学生
		授業料(年額)	1,340,000円
	1,340,000円		平成27年度入学生
	1,340,000円		平成28年度入学生
	1,340,000円		平成29年度入学生
	1,340,000円		平成30年度入学生
	1,340,000円		平成31年度入学生
	1,340,000円		令和2年度入学生
	1,340,000円		令和3年度入学生
	1,340,000円		令和4年度入学生
生命科学部学生	入学金	260,000円	
	施設費(年額)	480,000円	平成27年度入学生
		480,000円	平成28年度入学生
		480,000円	平成29年度入学生

		480,000円	平成30年度入学生
		480,000円	平成31年度入学生
		480,000円	令和2年度入学生
		480,000円	令和3年度入学生
		480,000円	令和4年度入学生
	授業料（年額）	1,110,000円	平成27年度入学生
		1,110,000円	平成28年度入学生
		1,110,000円	平成29年度入学生
		1,110,000円	平成30年度入学生
		1,110,000円	平成31年度入学生
		1,110,000円	令和2年度入学生
		1,110,000円	令和3年度入学生
		1,110,000円	令和4年度入学生
学部専攻生	授業料（年額） 実験を伴わないもの	50,000円	
	授業料（年額） 実験を伴うもの	200,000円	
		ほかに実験材料費として A 220,000円 B 440,000円 C 660,000円 のいずれかを納入	
学部科目等履修生	履修料（1単位）	12,000円	
	入学手続料	10,000円	本学卒業生及び継続更新は 免除
休学中の学部学生	在籍料	半期120,000円	休学期間の最初の月に一括 納入
		*ただし、前期又は後期の 全期間を休学した場合、及 び1年間（学年の全期間） を休学した場合とする。	

別表第3 令和4年度（2022年度） 手数料等納入金一覧

対象者	費目等	金額	備考
-----	-----	----	----

学部学生	教職課程受講料	70,000円	
	追試験料	1科目 500円	
	再試験料	1科目 1,000円	
	実務実習追実習料	1日 5,500円	

別表第4 生命科学部教育課程表

令和4年度（2022年度）から適用

分子生命科学科

<必修科目>

必修科目／総合科目	学年次・単位数				備考
	1年	2年	3年	4年	
分子生命科学ゼミナール	1				
生命科学と社会Ⅰ（大学入門）	2				
情報科学Ⅰ	1				
Basic Academic EnglishⅠ	1				
Basic Academic EnglishⅡ	1				
Basic Academic EnglishⅢ	1				
Basic Academic EnglishⅣ	1				
English for ScienceⅠ			1		
English for ScienceⅡ			1		
生命と倫理				2	

10科目 12単位

<必修科目>

必修科目／専門科目	学年次・単位数				備考
	1年	2年	3年	4年	
基礎生命科学実習Ⅰ（化学）	1				
基礎生命科学実習Ⅰ（物理）	1				
基礎生命科学実習Ⅰ（生物）	1				
分子生命科学概論	1				
数学Ⅰ	2				
物理学	2				
化学	2				
生物無機化学	2				

有機化学Ⅰ	2				
有機化学Ⅱ	2				
生物学	2				
生化学Ⅰ	2				
分子生物学Ⅰ	2				
微生物学	1				
基礎生命科学実習Ⅱ		2			
基礎生命科学実習Ⅲ		2			
生物統計学		2			
生化学Ⅱ		2			
分子生物学Ⅱ		2			
遺伝子工学		2			
分子細胞生物学Ⅰ		2			
分子細胞生物学Ⅱ		2			
生理学		2			
生命科学実習			3		
分子生命科学実習			2		
神経生物学			2		
食品衛生学			2		
卒業論文研究				16	
生命科学特講Ⅰ				1	
生命科学特講Ⅱ				1	
ゼミナールⅠ				1	
ゼミナールⅡ				1	

32科目 70単位

<選択科目>

選択科目／総合科目	学年次・単位数				備考
	1年	2年	3年	4年	
情報科学Ⅱ	1				★
法学（日本国憲法）	2				
人間科学Ⅰ	1				
スポーツⅠ	1				★

Intermediate Academic English I		1			◇
Intermediate Academic English II		1			◇
Intermediate Academic English III		1			◇
Intermediate Academic English IV		1			◇
English and Life Science in the USA		2			
生命科学と社会 II (演習)		1			
生命科学と社会 III (卒業生に学ぶ未来)		1			
情報科学 III		1			
言語と文化 I (ドイツ I)		1			
言語と文化 II (ドイツ II)		1			
言語と文化 III (フランス I)		1			
言語と文化 IV (フランス II)		1			
言語と文化 V (中国 I)		1			
言語と文化 VI (中国 II)		1			
言語と文化 VII (韓国 I)		1			
言語と文化 VIII (韓国 II)		1			
哲学		2			
科学史		2			
人間科学 II		1			
スポーツ II		1			★
地学		1			★
地学実習		1			★
教育原理		2			★
教育行政学		2			★
ICT活用の理論と実践		1			★
人間科学 III		1			
生命科学と社会 VII (サイエンスコミュニケーション)		1			
Advanced Academic English I			1		◇
Advanced Academic English II			1		◇
Advanced Academic English III			1		◇
Advanced Academic English IV			1		◇
生命科学と社会 IV (応用演習)			1		

生命科学と社会Ⅴ（開発・起業企画）			1		
生命科学と社会Ⅵ（Global Perspective）			1		
インターンシップ			1		
生命科学知財論			2		
人間科学Ⅳ			1		
人間科学Ⅴ			1		
人間科学Ⅵ			1		
教育心理学			1		★

44科目 51単位（計18単位以上修得すること）

★：教職課程履修者は必修とする

◇：英語選択必修

Intermediate AE I又はAdvanced AE Iから1単位選択必修。

Intermediate AE II又はAdvanced AE IIから1単位選択必修。

Intermediate AE III又はAdvanced AE IIIから1単位選択必修。

Intermediate AE IV又はAdvanced AE IVから1単位選択必修。

<選択科目>

選択科目／選択専門	学年次・単位数				備考
	1年	2年	3年	4年	
数学Ⅱ	2				
生命物理学	2				
放射化学	1				
応用生命科学Ⅰ	1				
生命医科学Ⅰ	1				
生命医科学Ⅱ	1				
生命科学Ⅰ	1				
生命科学特別演習Ⅰ		1			
生命科学特別演習Ⅱ		1			
分析化学		2			
物理化学		2			
生態学		2			
創薬概論		2			
分子生命科学Ⅰ		1			☆

分子生命科学Ⅱ		1			☆
応用生命科学Ⅱ		1			
応用生命科学Ⅲ		1			
応用生命科学Ⅳ		1			
生命科学Ⅳ		1			
生命科学ゼミナールⅠ		1			
生命科学ゼミナールⅡ		1			
生命科学特別演習Ⅲ			1		
生命科学特別演習Ⅳ			1		
免疫学			2		
発生生物学			2		
薬理学概論			2		
分子生命科学Ⅲ			1		☆
分子生命科学Ⅳ			1		☆
分子生命科学Ⅴ			1		☆
分子生命科学Ⅵ			1		☆
分子生命科学Ⅶ			1		☆
分子生命科学Ⅷ			1		☆
分子生命科学Ⅸ			1		☆
分子生命科学Ⅹ			1		☆
応用生命科学Ⅴ			1		
応用生命科学Ⅵ			1		
応用生命科学Ⅶ			1		
応用生命科学Ⅷ			1		
応用生命科学Ⅸ			1		
応用生命科学Ⅹ			1		
応用生命科学Ⅺ			1		
応用生命科学Ⅻ			1		
生命医科学Ⅲ			1		
生命医科学Ⅳ			1		
生命医科学Ⅴ			1		
生命医科学Ⅵ			1		

生命医科学Ⅶ			1		
生命医科学Ⅷ			1		
生命医科学Ⅸ			1		
生命医科学Ⅹ			1		
生命医科学Ⅺ			1		
生命科学Ⅱ			1		
生命科学Ⅲ			1		
生命科学Ⅴ			1		
生命科学Ⅵ			1		
生命科学Ⅶ			1		
生命科学Ⅷ			1		
生命科学Ⅸ			1		
生命科学Ⅹ			1		
生命科学ゼミナールⅢ			1		
生命科学ゼミナールⅣ（英語で学ぶ生命科学）			1		

61科目 70単位＜学科指定選択科目4単位以上を含む24単位以上を取得すること＞

☆：学科指定選択科目

＜自由科目＞

自由科目	学年次・単位数				備考
	1年	2年	3年	4年	
初等数学	1				
初等物理学	1				
初等化学	1				
初等生物学	1				

4科目 4単位

＜自由科目の単位は卒業要件に算入されない＞

応用生命科学科

＜必修科目＞

必修科目／総合科目	学年次・単位数				備考
	1年	2年	3年	4年	
応用生命科学ゼミナール	1				
生命科学と社会Ⅰ（大学入門）	2				

情報科学 I	1				
Basic Academic English I	1				
Basic Academic English II	1				
Basic Academic English III	1				
Basic Academic English IV	1				
English for Science I			1		
English for Science II			1		
生命と倫理				2	

10科目 12単位

<必修科目>

必修科目／専門科目	学年次・単位数				備考
	1年	2年	3年	4年	
基礎生命科学実習 I (化学)	1				
基礎生命科学実習 I (物理)	1				
基礎生命科学実習 I (生物)	1				
応用生命科学概論	1				
数学 I	2				
物理学	2				
化学	2				
有機化学 I	2				
生物無機化学	2				
生物学	2				
生化学 I	2				
分子生物学 I	2				
微生物学	1				
基礎生命科学実習 II		2			
基礎生命科学実習 III		2			
生物統計学		2			
分析化学		2			
生化学 II		2			
分子生物学 II		2			
遺伝子工学		2			

分子細胞生物学 I		2			
生態学		2			
生命科学実習			3		
応用生命科学実習			2		
食品衛生学			2		
卒業論文研究				16	
生命科学特講 I				1	
生命科学特講 II				1	
ゼミナール I				1	
ゼミナール II				1	

30科目 66単位

<選択科目>

選択科目／総合科目	学年次・単位数				備考
	1年	2年	3年	4年	
情報科学Ⅱ	1				★
法学（日本国憲法）	2				
人間科学Ⅰ	1				
スポーツⅠ	1				★
Intermediate Academic EnglishⅠ		1			◇
Intermediate Academic EnglishⅡ		1			◇
Intermediate Academic EnglishⅢ		1			◇
Intermediate Academic EnglishⅣ		1			◇
English and Life Science in the USA		2			
生命科学と社会Ⅱ（演習）		1			
生命科学と社会Ⅲ（卒業生に学ぶ未来）		1			
情報科学Ⅲ		1			
言語と文化Ⅰ（ドイツⅠ）		1			
言語と文化Ⅱ（ドイツⅡ）		1			
言語と文化Ⅲ（フランスⅠ）		1			
言語と文化Ⅳ（フランスⅡ）		1			
言語と文化Ⅴ（中国Ⅰ）		1			
言語と文化Ⅵ（中国Ⅱ）		1			

言語と文化Ⅶ（韓国Ⅰ）		1			
言語と文化Ⅷ（韓国Ⅱ）		1			
哲学		2			
科学史		2			
人間科学Ⅱ		1			
スポーツⅡ		1			★
地学		1			★
地学実習		1			★
教育原理		2			★
教育行政学		2			★
ICT活用の理論と実践		1			★
人間科学Ⅲ		1			
生命科学と社会Ⅶ（サイエンスコミュニケーション）		1			
Advanced Academic English I			1		◇
Advanced Academic English II			1		◇
Advanced Academic English III			1		◇
Advanced Academic English IV			1		◇
生命科学と社会Ⅳ（応用演習）			1		
生命科学と社会Ⅴ（開発・起業企画）			1		
生命科学と社会Ⅵ（Global Perspective）			1		
インターンシップ			1		
生命科学知財論			2		
人間科学Ⅳ			1		
人間科学Ⅴ			1		
人間科学Ⅵ			1		
教育心理学			1		★

44科目 51単位（計18単位以上修得すること）

★：教職課程履修者は必修とする。

◇：英語選択必修

Intermediate AE I 又は Advanced AE I から1単位選択必修。

Intermediate AE II 又は Advanced AE II から1単位選択必修。

Intermediate AE III 又は Advanced AE III から1単位選択必修。

Intermediate AE IV又は Advanced AE IVから1単位選択必修。

<選択科目>

選択科目／選択専門	学年次・単位数				備考
	1年	2年	3年	4年	
数学Ⅱ	2				
生命物理学	2				
放射化学	1				
有機化学Ⅱ	2				
応用生命科学Ⅰ	1				☆
生命医科学Ⅰ	1				
生命医科学Ⅱ	1				
生命科学Ⅰ	1				
生命科学特別演習Ⅰ		1			
生命科学特別演習Ⅱ		1			
物理化学		2			
分子細胞生物学Ⅱ		2			
生理学		2			
創薬概論		2			
分子生命科学Ⅰ		1			
分子生命科学Ⅱ		1			
応用生命科学Ⅱ		1			☆
応用生命科学Ⅲ		1			☆
応用生命科学Ⅳ		1			☆
生命科学Ⅳ		1			
生命科学ゼミナールⅠ		1			
生命科学ゼミナールⅡ		1			
生命科学特別演習Ⅲ			1		
生命科学特別演習Ⅳ			1		
免疫学			2		
発生生物学			2		
神経生物学			2		
薬理学概論			2		

分子生命科学Ⅲ			1		
分子生命科学Ⅳ			1		
分子生命科学Ⅴ			1		
分子生命科学Ⅵ			1		
分子生命科学Ⅶ			1		
分子生命科学Ⅷ			1		
分子生命科学Ⅸ			1		
分子生命科学Ⅹ			1		
应用生命科学Ⅴ			1		☆
应用生命科学Ⅵ			1		☆
应用生命科学Ⅶ			1		☆
应用生命科学Ⅷ			1		☆
应用生命科学Ⅸ			1		☆
应用生命科学Ⅹ			1		☆
应用生命科学Ⅺ			1		☆
应用生命科学Ⅻ			1		☆
生命医科学Ⅲ			1		
生命医科学Ⅳ			1		
生命医科学Ⅴ			1		
生命医科学Ⅵ			1		
生命医科学Ⅶ			1		
生命医科学Ⅷ			1		
生命医科学Ⅸ			1		
生命医科学Ⅹ			1		
生命医科学Ⅺ			1		
生命科学Ⅱ			1		
生命科学Ⅲ			1		
生命科学Ⅴ			1		
生命科学Ⅵ			1		
生命科学Ⅶ			1		
生命科学Ⅷ			1		
生命科学Ⅸ			1		

生命科学X			1		
生命科学ゼミナールⅢ			1		
生命科学ゼミナールⅣ（英語で学ぶ生命科学）			1		

63科目 74単位＜学科指定選択科目4単位以上を含む28単位以上を取得すること＞

☆：学科指定選択科目

<自由科目>

自由科目	学年次・単位数				備考
	1年	2年	3年	4年	
初等数学	1				
初等物理学	1				
初等化学	1				
初等生物学	1				

4科目 4単位

<自由科目の単位は卒業要件に算入されない>

生命医科学科

<必修科目>

必修科目／総合科目	学年次・単位数				備考
	1年	2年	3年	4年	
生命医科学ゼミナール	1				
生命科学と社会Ⅰ（大学入門）	2				
情報科学Ⅰ	1				
Basic Academic EnglishⅠ	1				
Basic Academic EnglishⅡ	1				
Basic Academic EnglishⅢ	1				
Basic Academic EnglishⅣ	1				
English for ScienceⅠ			1		
English for ScienceⅡ			1		
生命と倫理				2	

10科目 12単位

<必修科目>

必修科目／専門科目	学年次・単位数				備考
	1年	2年	3年	4年	

基礎生命科学実習 I (化学)	1				
基礎生命科学実習 I (物理)	1				
基礎生命科学実習 I (生物)	1				
生命医科学概論	1				
数学 I	2				
化学	2				
生物無機化学	2				
有機化学 I	2				
生物学	2				
生化学 I	2				
分子生物学 I	2				
微生物学	1				
生命医科学 II	1				
基礎生命科学実習 II		2			
基礎生命科学実習 III		2			
生物統計学		2			
生化学 II		2			
分子生物学 II		2			
遺伝子工学		2			
分子細胞生物学 I		2			
分子細胞生物学 II		2			
生理学		2			
生命科学実習			3		
生命医科学実習			2		
免疫学			2		
発生生物学			2		
神経生物学			2		
食品衛生学			2		
生命医科学 IV			1		
生命医科学 V			1		
卒業論文研究				16	
生命科学特講 I				1	

生命科学特講Ⅱ				1	
ゼミナールⅠ				1	
ゼミナールⅡ				1	

35科目 73単位

<選択科目>

選択科目／総合科目	学年次・単位数				備考
	1年	2年	3年	4年	
情報科学Ⅱ	1				★
法学（日本国憲法）	2				
人間科学Ⅰ	1				
スポーツⅠ	1				★
Intermediate Academic EnglishⅠ		1			◇
Intermediate Academic EnglishⅡ		1			◇
Intermediate Academic EnglishⅢ		1			◇
Intermediate Academic EnglishⅣ		1			◇
English and Life Science in the USA	2				
生命科学と社会Ⅱ（演習）		1			
生命科学と社会Ⅲ（卒業生に学ぶ未来）		1			
情報科学Ⅲ		1			
言語と文化Ⅰ（ドイツⅠ）		1			
言語と文化Ⅱ（ドイツⅡ）		1			
言語と文化Ⅲ（フランスⅠ）		1			
言語と文化Ⅳ（フランスⅡ）		1			
言語と文化Ⅴ（中国Ⅰ）		1			
言語と文化Ⅵ（中国Ⅱ）		1			
言語と文化Ⅶ（韓国Ⅰ）		1			
言語と文化Ⅷ（韓国Ⅱ）		1			
哲学		2			
科学史		2			
人間科学Ⅱ		1			
スポーツⅡ		1			★
地学		1			★

地学実習		1			★
教育原理		2			★
教育行政学		2			★
ICT活用の理論と実践		1			★
人間科学Ⅲ		1			
生命科学と社会Ⅶ (サイエンスコミュニケーション)		1			
Advanced Academic English I			1		◇
Advanced Academic English II			1		◇
Advanced Academic English III			1		◇
Advanced Academic English IV			1		◇
生命科学と社会Ⅳ (応用演習)			1		
生命科学と社会Ⅴ (開発・起業企画)			1		
生命科学と社会Ⅵ (Global Perspective)			1		
インターンシップ			1		
生命科学知財論			2		
人間科学Ⅳ			1		
人間科学Ⅴ			1		
人間科学Ⅵ			1		
教育心理学			1		★

44科目 51単位 (計18単位以上修得すること)

★：教職課程履修者は必修とする。

◇：英語選択必修

Intermediate AE I 又は Advanced AE I から1単位選択必修。

Intermediate AE II 又は Advanced AE II から1単位選択必修。

Intermediate AE III 又は Advanced AE III から1単位選択必修。

Intermediate AE IV 又は Advanced AE IV から1単位選択必修。

<選択科目>

選択科目／選択専門	学年次・単位数				備考
	1年	2年	3年	4年	
数学Ⅱ	2				
物理学	2				
生命物理学	2				

放射化学	1				
有機化学Ⅱ	2				
応用生命科学Ⅰ	1				
生命医科学Ⅰ	1				☆
生命科学Ⅰ	1				
生命科学特別演習Ⅰ		1			
生命科学特別演習Ⅱ		1			
分析化学		2			
物理化学		2			
生態学		2			
創薬概論		2			
分子生命科学Ⅰ		1			
分子生命科学Ⅱ		1			
応用生命科学Ⅱ		1			
応用生命科学Ⅲ		1			
応用生命科学Ⅳ		1			
生命科学Ⅳ		1			
生命科学ゼミナールⅠ		1			
生命科学ゼミナールⅡ		1			
生命科学特別演習Ⅲ			1		
生命科学特別演習Ⅳ			1		
薬理学概論			2		
分子生命科学Ⅲ			1		
分子生命科学Ⅳ			1		
分子生命科学Ⅴ			1		
分子生命科学Ⅵ			1		
分子生命科学Ⅶ			1		
分子生命科学Ⅷ			1		
分子生命科学Ⅸ			1		
分子生命科学Ⅹ			1		
応用生命科学Ⅴ			1		
応用生命科学Ⅵ			1		

応用生命科学Ⅶ			1		
応用生命科学Ⅷ			1		
応用生命科学Ⅸ			1		
応用生命科学Ⅹ			1		
応用生命科学Ⅺ			1		
応用生命科学Ⅻ			1		
生命医科学Ⅲ			1		☆
生命医科学Ⅵ			1		☆
生命医科学Ⅶ			1		☆
生命医科学Ⅷ			1		☆
生命医科学Ⅸ			1		☆
生命医科学Ⅹ			1		☆
生命医科学Ⅺ			1		☆
生命科学Ⅱ			1		
生命科学Ⅲ			1		
生命科学Ⅴ			1		
生命科学Ⅵ			1		
生命科学Ⅶ			1		
生命科学Ⅷ			1		
生命科学Ⅸ			1		
生命科学Ⅹ			1		
生命科学ゼミナールⅢ			1		
生命科学ゼミナールⅣ（英語で学ぶ生命科学）			1		

58科目 67単位＜学科指定選択科目4単位以上を含む21単位以上を取得すること＞

☆：学科指定選択科目

<自由科目>

自由科目	学年次・単位数				備考
	1年	2年	3年	4年	
初等数学	1				
初等物理学	1				
初等化学	1				
初等生物学	1				

4科目 4単位

<自由科目の単位は卒業要件に算入されない>

別表第5 教員免許を取るための教育課程表

令和4年度（2022年度）から適用

教育の基礎的理解に関する科目等の一覧（分子生命科学科・応用生命科学科・生命医科学科開設）

免許法施行規則に定める科目区分	授業科目	単位数	備考
科目			
教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	2	
教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校への対応を含む）	教職概論	2	
教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む）	教育行政学	2	
幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の課程	教育心理学	1	
特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育	1	
教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む）。	教育課程論	2	
道徳の理論及び指導法	道徳教育指導論	2	中免のみ 高免は大学が独自に設定する科目として取り扱う
総合的な学習の時間の指導法	総合的な学習の時間の指導法	1	
特別活動の指導法	特別活動指導論	1	
教育の方法及び技術	教育方法・技術論	1	
情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	ICT活用の理論と実践	1	
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談	2	
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法・生徒指導の理論及び方法	生徒・進路指導論	2	

教育実習	教育実習Ⅰ	3	事前事後指導 1単位を含む
	教育実習Ⅱ	2	中免のみ必修
教育実践演習	教職実践演習 (中・高)	2	
大学が独自に設定する科目	介護等体験	2	中免のみ必修

＜分子生命科学科＞教科及び教科の指導法に関する専門的事項（理科）の科目一覧

免許法施行規則に定める科目区分		授業科目	単位数	備考
科目	単位数			
物理学	3	物理学	2	必修
		分子生命科学Ⅲ（細胞の 物理生物学）	1	△
物理学実験（コンピュータ活用を含む。）	1	基礎生命科学実習Ⅰ（物 理）	1	必修
化学	12	化学	2	必修
		有機化学Ⅰ	2	必修
		有機化学Ⅱ	2	必修
		分子生命科学Ⅰ（生物有 機化学）	1	△
		分子生命科学Ⅱ（天然医 薬品化学）	1	△
		分子生命科学Ⅳ（医薬品 合成化学）	1	△
		分子生命科学Ⅶ（ケミカ ルバイオロジー）	1	△
		分子生命科学Ⅴ（生命計 測化学）	1	△
分子生命科学Ⅷ（生体物 質分析化学）	1	△		

化学実験（コンピュータ活用を含む。）	1	基礎生命科学実習Ⅰ（化学）	1	必修
生物学	11	生物学	2	必修
		生理学	2	必修
		神経生物学	2	必修
		分子生物学Ⅰ	2	必修
		分子生物学Ⅱ	2	必修
		分子生命科学Ⅵ（バイオインフォマティクス）	1	△
生物学実験（コンピュータ活用含む。）	1	基礎生命科学実習Ⅰ（生物）	1	必修
地学	1	地学	1	必修
地学実験（コンピュータ活用を含む。）	1	地学実習	1	必修
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	中8	理科教育法Ⅰ	2	必修
	高4	理科教育法Ⅱ	2	必修
		理科教育法Ⅲ	4	中免のみ必修
合計	中免34 高免30			
	△3単位以上選択必修			

＜応用生命科学科＞教科及び教科の指導法に関する専門的事項（理科）の科目一覧

免許法施行規則に定める科目区分		授業科目	単位数	備考
科目	単位数			
物理学	2	物理学	2	必修
物理学実験（コンピュータ活用を含む。）	1	基礎生命科学実習Ⅰ（物	1	必修

		理)		
化学	4	化学	2	必修
		分析化学	2	必修
化学実験（コンピュータ活用を含む。）	1	基礎生命科学実習Ⅰ（化学）	1	必修
生物学	22	生物学	2	必修
		生態学	2	必修
		生化学Ⅰ	2	必修
		生化学Ⅱ	2	必修
		微生物学	1	必修
		応用生命科学Ⅰ（多様性生物学）	1	△
		遺伝子工学	2	必修
		応用生命科学Ⅱ（植物生理学）	1	△
		応用生命科学Ⅲ（応用食品科学）	1	△
		応用生命科学Ⅳ（資源生物工学）	1	△
		食品衛生学	2	必修
		応用生命科学Ⅴ（応用微生物学）	1	△
応用生命科学Ⅵ（環境生理学）	1	△		
応用生命科学Ⅶ（環境生態学）	1	△		

		応用生命科学Ⅷ(蛋白質工学)	1	△
		応用生命科学Ⅸ(ゲノム進化学)	1	△
生物学実験(コンピュータ活用含む。)	1	基礎生命科学実習Ⅰ(生物)	1	必修
地学	1	地学	1	必修
地学実験(コンピュータ活用を含む。)	1	地学実習	1	必修
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	中8	理科教育法Ⅰ	2	必修
	高4	理科教育法Ⅱ	2	必修
		理科教育法Ⅲ	4	中免のみ必修
合計	中免34 高免30			
	△2単位以上選択必修			

＜生命医科学科＞教科及び教科の指導法に関する専門的事項(理科)の科目一覧

免許法施行規則に定める科目区分		授業科目	単位数	備考
科目	単位数			
物理学	2	物理学	2	必修
物理学実験(コンピュータ活用を含む。)	1	基礎生命科学実習Ⅰ(物理)	1	必修
化学	4	化学	2	必修
		生物無機化学	2	必修
化学実験(コンピュータ活用を含む。)	1	基礎生命科学実習Ⅰ(化学)	1	必修

生物学	18	生物学	2	必修
		分子細胞生物学Ⅰ	2	必修
		分子細胞生物学Ⅱ	2	必修
		生命医科学Ⅱ（解剖生理学）	1	必修
		免疫学	2	必修
		発生生物学	2	必修
		生命医科学Ⅳ（発生再生医学）	1	必修
		生命医科学Ⅴ（腫瘍医科学）	1	必修
		生命医科学Ⅵ（分子病理学）	1	△
		生命医科学Ⅶ（代謝医科学）	1	△
		生命医科学Ⅷ（感染医科学）	1	△
		生命医科学Ⅸ（ゲノム医科学）	1	△
		生命医科学Ⅹ（ゲノム情報医科学）	1	△
生物学実験（コンピュータ活用含む。）	1	基礎生命科学実習Ⅰ（生物）	1	必修
地学	1	地学	1	必修
地学実験（コンピュータ活用を含む。）	1	地学実習	1	必修
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	中8	理科教育法Ⅰ	2	必修
	高4	理科教育法Ⅱ	2	必修

	理科教育法Ⅲ	4	中免のみ必修
合計	中免34 高免30		
	△2単位以上選択		

その他、教育職員免許法施行規則第66条の6で定める科目の単位を修得するものとする。